住宅用地の特例とは

住宅用地は、居住している家屋が建っている土地の税負担を軽減することを目的として、課税標準額が減額されます。
土地の面積によって、次のように小規模住宅用地と一般住宅用地に分けられています。

『住宅用地に対する課税標準の特例』　※住宅１戸あたり

区　分		200㎡以下の住宅用地（小規模住宅用地）	200㎡を超える住宅用地		住宅の建っていない宅地
			200㎡まで（小規模住宅用地）	200㎡を超える部分（一般住宅用地）	
課　税標準額	固定資産税	価格の１／６	価格の１／６	価格の１／３	特例なし
	都市計画税	価格の１／３	価格の１／３	価格の２／３	特定なし

※価格とは、固定資産税評価額のことです。